

法改正等に伴う対応について

☞ 法律等の改正に伴い、規定整備等の対応を行う。

部局	事案名	概要	議会対応
都市整備部	マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び建築基準法施行令の一部改正に伴う中央区事務手数料条例の規定整備について	<p>▶ 内容 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の題名の改正を含む一部改正（令和8年4月1日施行）及び建築基準法施行令の一部改正（令和7年11月1日施行）に伴い、これらの法律及び政令を引用する条例の条項に条ずれ等が生じるため、規定整備を行う。</p> <p>▶ 改正を要する条例 中央区事務手数料条例（昭和33年中央区条例第8号）</p> <p>▶ 施行予定日 (1) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の一部改正に伴う規定整備 ▷ 令和8年4月1日（改正法の施行日） (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正に伴う規定整備 ▷ 改正政令の施行日（令和7年11月1日）以降の、一部改正条例の公布の日</p>	委員会報告 ・環境建設

【プレス発表】なし

【議会対応】議会対応欄のとおり